

<法人事業税の課税標準及び税率>

- 税率は裏面をご覧ください。
- なお、算定期間が1年未満の超過税率の判定は、年4,000万円（所得課税法人）又は年3億2,000万円（収入金額課税法人）に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除した額で判断します。この場合に月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは切り上げます。
- (例) 令和5年4月1日から令和5年11月20日…8ヶ月(切り上げ) $40,000,000円 \times 8ヶ月 \div 12 = 26,666,666円$
- 記載例の場合、所得金額の総額が27,412,010円で26,666,666円を超えているため法人事業税の「①の税率」を適用します。
- 算定期間が1年未満の場合には、裏面早見表により読み替えてください。この場合に、月数は暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り上げます。
- (例) 令和5年4月1日から令和5年11月20日…8ヶ月(切り上げ)
 - 欄 $4,000,000円 \times 8ヶ月 \div 12 = 2,666,666円$
 - 欄 $8,000,000円 \times 8ヶ月 \div 12 = 5,333,333円$
 - 欄 $5,333,333円 - 2,666,666円 = 2,666,667円$
 - 欄 $27,412,010円 - 5,333,333円 = 22,078,677円$

記載例

令和6年1月19日 法人番号 宮城県〇〇県税事務所長 殿 8:0000:2004:0002

所在地 仙台市青葉区本町三丁目8-1 事業種目 卸売業

法人名 株式会社 宮城商事 代表者名 宮城 太郎 代表者氏名 みやぎ たろう

令和5年4月1日から令和5年11月20日までの事業年度分又は連結事業年度分 道府県民税の確定申告書

摘要	課税標準	税率(%)	税額
所得金額総額 (68-69)又は別表5(28) 年400万円以下の金額	27,412,010	3.5/100	963,920
年400万円を超え年800万円以下の金額	2,666,000	5.3/100	141,200
年800万円を超える金額	22,078,000	7.0/100	1,545,400
計 (28)+(29)+(30)	27,410,000		1,779,900
軽減税率不適用法人の金額	000	0.00	000
付加価値額総額			
付加価値額			
資本金等の額総額			
資本金等の額			
収入金額総額			
収入金額			
合計事業税額 (32)+(35)+(37)+(39)又は(33)+(35)+(37)+(39)			1,902,300
事業税の特 定 寄附金税額控除額 (41)			
特別法人事業税額 (42)			
差引事業税額 (43)	1,902,300		00
租税条約の実施に係る事業税額の控除額 (45)			
この申告により納付すべき事業税額 (46)	1,902,300		
所得割 (47)	1,902,300		00
資本割 (49)	00		00
収入割 (50)			
納のうち見込納付額 (51)			1,902,300
摘要	課税標準	税率(%)	税額
所得割に係る特別法人事業税額 (53)	1,779,900	37.0/100	658,500
収入割に係る特別法人事業税額 (54)	00		00
合計特別法人事業税額 (53)+(54)			658,500
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額 (56)			
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額 (58)	658,500		
この申告により納付すべき特別法人事業税額 (59)	658,500		
差引 (60)			
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34)又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の(42))			30,696,530
損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額 (64)			
損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額 (65)			
益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額 (66)			
外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額 (67)			
仮計 (63)+(64)+(65)-(66)-(67)			3,069,653
超過欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額 (69)			3,284,520
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52)又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の(55))			27,412,010
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額 (71)			
還付請求中間納付額 (72)			

<特別法人事業税の課税標準>

基準法人所得割額及び基準法人収入割額に関する計算書(第6号様式別表14)

摘要	所得割の課税標準	税率(%)	基準法人所得割額
所得金額総額 ①	27,412,010		
年400万円以下の金額 ②	2,666,000	3.5/100	93,300
年400万円を超え年800万円以下の金額 ③	2,666,000	5.3/100	141,200
年800万円を超える金額 ④	22,078,000	7.0/100	1,545,400
計 ②+③+④ ⑤	27,410,000		1,779,900
軽減税率不適用法人の金額 ⑥	000	0.00	000

- 1 この表は、法人事業税で①の税率が適用される法人が、特別法人事業税の課税標準となる基準法人所得割額又は基準法人収入割額の計算を行う場合に記載し、第6号様式に添付してください。
- 2 「税率」の各欄は、法人事業税の②の税率を記載してください。

<所得金額の計算>

法人税申告書別表四

仮計	26	30,560,728
寄附金の損金不算入額	27	10,548
法人税額から控除される所得税額	29	125,254
税額控除の対象となる外国法人税の額	30	
合計	34	30,696,530
契約者配当の益金算入額	35	
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	38	
差引計	39	30,696,530
欠損金又は災害損失金額等の当期控除額	44	3,284,520
総計	45	27,412,010
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税の損金算入額	51	
所得金額又は欠損金額	52	27,412,010

欠損金等の控除明細書(第6号様式別表9)

事業年度	控除未済欠損金額	当期控除額	翌期繰越額
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	2,500,963	2,500,963	0
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	783,557	783,557	0
計	3,284,520	3,284,520	0

- 法人税申告書別表4の計算上損金の額に算入している所得税額がある場合は◎欄に記載してください。
- 電気・ガス供給業を行う法人、医療法人、外国で事業を行う法人、非課税事業を行う法人、租税特別措置法第61条(漁業協同組合等の留保所得の特別控除)の規定の適用を受ける法人、特定目的会社及び投資法人等は、◎から◎欄は記載しないで、第6号様式別表5を提出してください。

宮城県の課税番号を記載してください。

<法人税割の課税標準及び税率>

- 税率は裏面をご覧ください。
- なお、算定期間が1年未満の超過税率の判定は、年1,000万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除した額で判断します。この場合に月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは切り上げます。
- (例) 令和5年4月1日から令和5年11月20日…8ヶ月(切り上げ) $10,000,000円 \times 8ヶ月 \div 12 = 6,666,666円$
- 記載例の場合、課税標準となる法人税額が7,016,000円で6,666,666円を超えているため法人県民税(法人税割)の「①の税率」を適用します。

法人税申告書別表一(一)

所得金額又は欠損金額	1	27,412,010
法人税額	2	5,966,202
法人税額の特別控除額	3	
法人税額計	9	5,966,202

- ①法人税の申告書(別表1(1)から別表1(3)まで)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上段に用途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)を記載し、括弧内にはリース特別控除取戻税額、土地譲渡利益金額に対する法人税額及び用途秘匿金の支出に対する法人税額(用途秘匿金の支出の額の40%相当額)の合計額を記載してください。

<均等割の税率>

- 事務所等を有していた月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てます。
- 税率及び月割計算早見表は裏面をご覧ください。

第六号様式(提出用) (用紙日本産業規格A4(セピア色)) (第三条・第五条・第十条の二関係) [別紙二]

署名(別紙二)

電話